

## 資料 32 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限(令和4年 12 月末現在)

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域として定められていない区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
午前8時～午後6時	5.5dB	6.0dB	7.5dB	8.0dB
午後6時～午後8時	5.0dB	5.5dB	6.5dB	7.0dB

(注) 測定場所は、拡声機の直下の地点から10メートルの地点とする。

遵守事項	<p>(1) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと（飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。）。</p> <p>(2) 幅員4メートル未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。</p> <p>(3) 地上10メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。</p> <p>(4) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。</p> <p>(5) 50メートル以内の距離で同一の営業者が2以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。</p>
------	---